申告書の書き方(裏面)

11 寄附金に関する事項

寄附先内訳	寄附先 高萩市	金額 20,000円	寄附先 赤十字埼玉支部	金額 15,000円	寄附先	金額 円
	寄附先	金額 円	寄附先	金額 円	寄附先	金額 円
都道府県、市区町村分	20,000 円	条例指定分	埼玉県	円		
埼玉県共同募金会 日本赤十字社埼玉県支部	15,000 円		飯能市	円		

ふるさと納税のワンストップ特例の申請をされた方で申告書を提出する方は、右記申告書作成時の注意点の②「ふるさと納税が反映されない場合あり」をご覧ください。

12 別居の扶養親族に関する事項

氏名	飯能 キク	住所	高萩市本町1-100-1
氏名		住所	

表面の扶養親族のうち、別居の方がいる場合にはご記入ください。

15 昨年中収入のなかった人の記入欄

1. 下記の人の扶養・仕送り・援助等で生活していた。
住所　飯能市大字双柳1-1
氏名　飯能 次郎　　続柄　父
2. 学生であった。
学校名　　（　年　月卒業）
3. 雇用保険・遺族年金・障害年金等で生活していた。
☐雇用(失業)保険　☑遺族年金　☐障害年金
4. 生活保護法による生活扶助を受けていた(受けている)
受給期間　年　月から　年　月まで
5. その他
☐預貯金により生活していた。
☐療養中であった。
☐その他

市民税・県民税の申告は、国民健康保険税(料)や介護保険料をはじめ、各種手当等の算定・軽減・判定・各種証明書等の基礎資料となりますので、昨年中収入のなかった方も、申告書の提出が必要です。

上記1～4に該当する項目がない場合は「5.その他」にどのように生計を立てていたかご記入ください。

所得金額の計算や控除証明の転記不要について

申告書表面は赤枠の中だけ、裏面は該当する箇所をご記入ください。なお、計算方法の詳細につきましては、1頁の市民税・県民税の計算方法の二次元コードを使用し、市ホームページをご覧ください。

申告書作成時の注意点

①配偶者控除及び配偶者特別控除

Ⅰ配偶者控除

配偶者の合計所得金額が48万円以下の方が対象。あなたの合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が下がり、合計所得金額が1000万円を超えると同一生計配偶者となり、配偶者控除の適用が受けられません。

Ⅱ配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の方が対象。配偶者控除と同様にあなたの合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が下がり、合計所得金額が1000万円を超えると配偶者特別控除の適用が受けられません。

②ふるさと納税が反映されない場合あり

市民税・県民税の申告を行うとワンストップ特例は適用されません。

寄附金税額控除の適用を受けるには、申告書を提出する際にすべての寄附金の領収書、証明書の添付が必要となります。

また、市民税・県民税の申告では、所得税分の控除は受けられませんのでご注意ください。所得税分の控除を受けるには所得税の確定申告が必要となります。

③シルバー人材センター配分金は申告の必要あり

配分金は、給与(賃金)収入ではないため、シルバー人材センターは市役所へ報告書の提出や税金の源泉徴収は行いません。配分金の明細と一緒に申告をしていただきますようお願いいたします。

④所得金額調整控除

下記に該当する場合は、申告書表面「1収入金額等」の「給与」欄の区分の口に該当する番号をご記入ください。

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかの要件を満たす場合
・本人が特別障害者に該当する
・23歳未満の扶養親族を有する(他者の扶養になっていても可)
・特別障害者である同一生計配偶者を有する(他者の扶養になっていても可)
・特別障害者である扶養親族を有する(他者の扶養になっていても可)

2 給与所得と年金所得の双方を有する場合
給与所得及び公的年金等所得があり、その合計額が10万円を超える場合

3「1」と「2」の両方に該当する場合

※詳しくは1頁の市民税・県民税の計算方法の二次元コードを使用し、市ホームページをご覧ください。

給与所得の計算方法

収入金額	所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(収入金額÷4,000)×2,400+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(収入金額÷4,000)×2,800-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入金額÷4,000)×3,200-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円

*( )内は小数点以下切り捨て

公的年金等の雑所得の計算方法

年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等所得金額
昭和35年1月2日以降に生まれた人	1円～1,299,999円	(A) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75- 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85- 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	(A) -1,955,000円
昭和35年1月1日以前に生まれた人	1円～3,299,999円	(A) -1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75- 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85- 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	(A) -1,955,000円

*所得金額がマイナスの場合は0円となります

上記に加えて、公的年金等収入以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下の場合は、10万円、2,000万円を超える場合は、20万円、公的年金等控除を引き下げます。

令和7年度(6年分)市民税・県民税申告の手引き

令和6年1月1日から12月31日までの収入及び控除について飯能市税条例第29条の2の規定により、ご申告いただきますようお願いいたします。

市民税・県民税の申告は、国民健康保険税(料)や介護保険料をはじめ、各種手当等の算定・軽減・判定・各種証明書等の基礎資料となりますので、昨年中収入のなかった方も、申告書の提出が必要です。

申告が遅れた場合、納付回数が減ることにより、一回あたりの納税額が高くなることがあります。

また、課税(非課税)・所得証明書等が、すぐに交付できない場合があります。

申告会場や市民税課の窓口は混雑が予想されます。
混雑緩和のため郵送による申告にご協力ください。

申告要否フローチャート

このフローチャートは申告が必要かどうかの目安です。

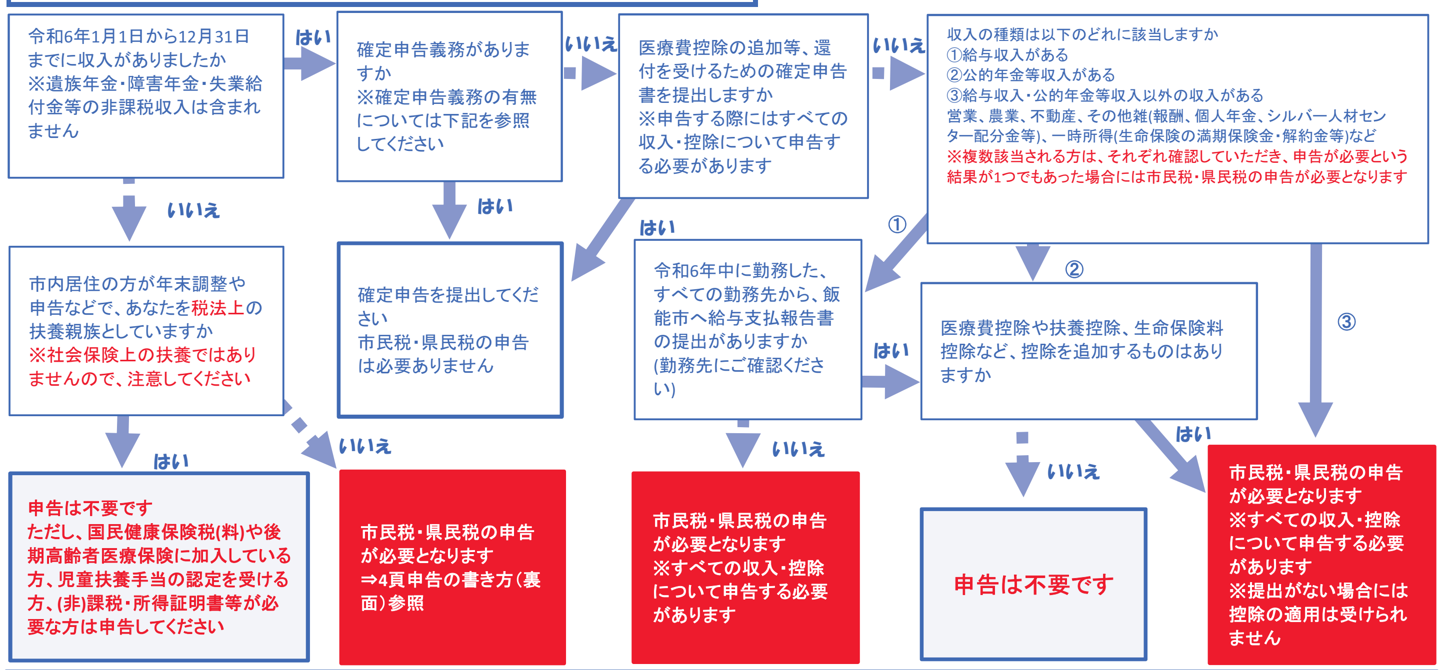

○確定申告義務のある方　次に掲げる方が主に該当します。

◎営業、農業、不動産、公的年金等に係る雑所得などの所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告の必要はありません。ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。また、確定申告書を提出しなくてよい方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除(医療費控除・生命保険料控除等)の適用を受けるには、市民税・県民税の申告が必要となります。
◎給与所得者で、年収2,000万円を超える方
◎2カ所以上から給与の支払を受けていて、年末調整されなかった給与収入が20万円を超える方
◎給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
◎土地、建物、株式等を譲渡した方
※上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする方は、上記に当てはまらなくても確定申告が必要です。

○確定申告をすると税金が還付される方　次に掲げる方が主に該当します。

◎給与所得者(所得税が源泉徴収されている方)で雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除等を受けることができる方
◎年の途中で退職された方で、所得税が源泉徴収され、年末調整を受けられていない方

※所得税の確定申告に関しては所沢税務署《TEL 04-2993-9111》へお問い合わせください。

個人市民税・県民税について　　市民税・県民税の申告　　市民税・県民税の計算方法

左の二次元コードが見られない方は市ホームページをご覧ください

問い合わせ先 提出先	〒357-8501　飯能市大字双柳1番地の1　飯能市役所財務部市民税課 電話(042)973－2111　内線 123～126

※この手引き及び申告書は令和6年12月に作成したものです。税法の改正により一部変更になることがあります。

申告書の表面は赤枠の中だけ記入してください

申告者と、全ての被扶養者の個人番号の記載が必要となります。

〇住所 〇氏名 〇生年月日〇電話番号
〇個人番号 すべてをご記入ください

雑損控除 ※罹災証明書・領収書が必要です。

災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合、又は災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合、どちらかに該当すれば適用できる控除です。

令和6年1月1日から12月31日までに支払った(補てんされた)書類を申告書と一緒に提出してください。※申告書に支払額や控除額は記入しないでください。

医療費控除 ※明細書(自分で内訳を記入したもの)が必要です。

あなたや、生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費や対象医薬品の購入額が、一定の金額以上ある場合に適用できる控除です。
①従来の医療費控除（支払った医療費−保険金などで補てんされる金額）−（総所得金額等×5%または10万円のいずれか低い金額） ※限度額200万円
②セルフメディケーション税制対象医薬品等(対象医薬品購入額−12,000円)※限度額88,000円(健康保持増進の取組必要)
※①と②は併用できません。
※医療保険者からの通知を添付すると明細書の一部を省略できる場合があります。

医療費控除 明細書は記入して持参・郵送してください。
※領収書の添付、提示は不要です。ご自身で5年間保管してください。

社会保険料控除 ※控除証明書（原本）、領収書等の添付が必要です。

あなたや、生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合に適用できる控除です。
※あなた以外が受け取る年金から天引き（特別徴収）またはあなた以外の口座から引き落とされている、国民健康保険税（料）や後期高齢者医療保険料、介護保険料はあなたの控除の対象にはなりません。

小規模企業共済等掛金控除 ※控除証明書(原本)が必要です。

小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、または条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金、いずれかの掛金を支払った場合に適用できる控除です。

生命保険料控除 ※控除証明書(原本)が必要です。

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険で、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合に適用できる控除です。申告の際は証明書類を提出していただければ記入はいりません。

地震保険料控除 ※控除証明書(原本)が必要です。

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合に適用できる控除です。申告の際は証明書類を提出していただければ記入はいりません。

ひとり親・寡婦控除

あなたが令和6年12月31日現在、ひとり親または配偶者と死別・離別後婚姻していないか、配偶者が生死不明の場合、所得額・扶養親族等の一定の要件を満たせば適用できる控除です。※ひとり親控除は未婚の場合も該当。事実婚はどちらも対象外

適用要件 合計所得500万円以下	女性			男性		
	子、扶養親族なし	※子あり	扶養親族あり	子、扶養親族なし	※子あり	扶養親族あり
離別	×	○	○	×	○	×
死別・生死不明	○	○	○	×	○	×
未婚	×	○	×	×	○	×

※ここでいう「子」とは生計を一にする子で他の者の扶養親族になっていない総所得金額等が48万円以下のこと。

勤労学生控除 ※学生証の写しが必要です。

あなたが学生であり、令和6年1月1日から12月31日までの合計所得金額が75万円以下、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下である場合に適用できる控除です。

障害者控除 ※障害者手帳の写し等が必要です。

あなたや控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族が障害者や特別障害者である場合に適用できる控除です。※令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等各種手帳を所持している方、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市から認定を受けている方または、成年被後見人等が対象です。

申告書の書きかた

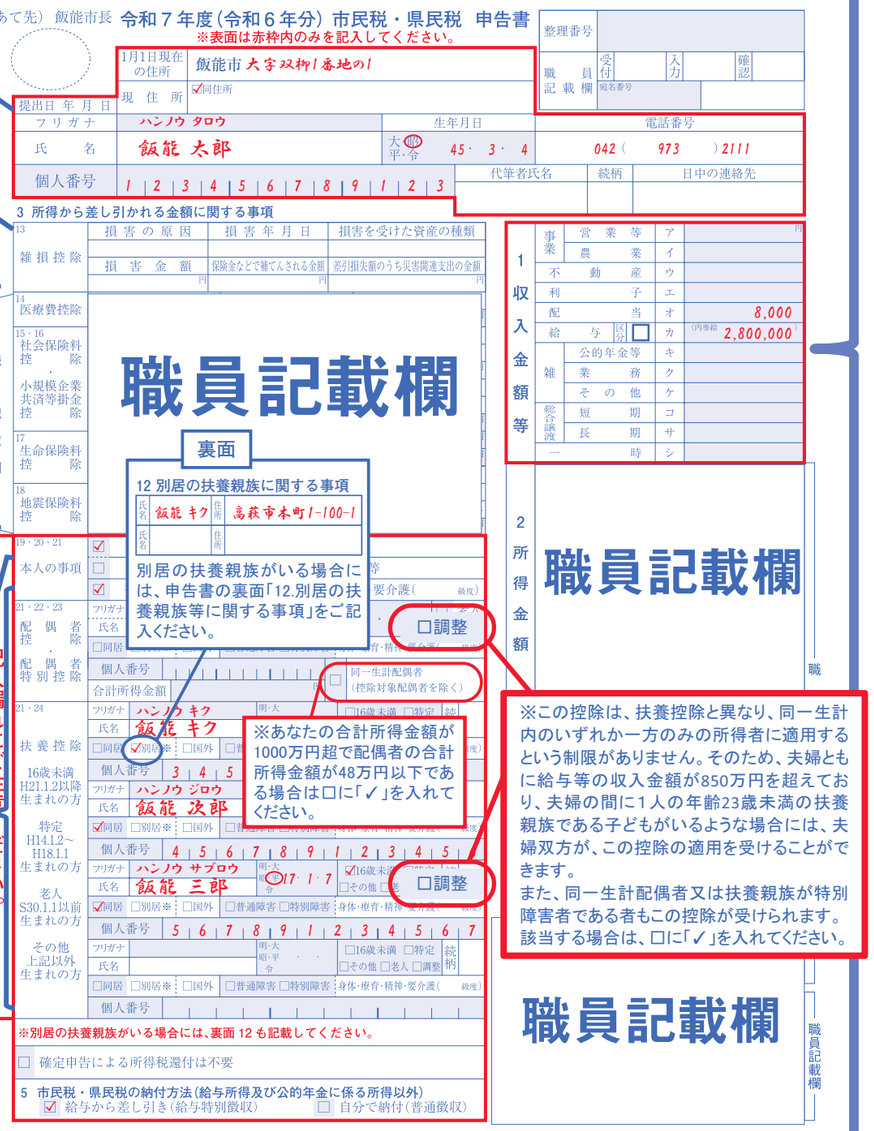

記入漏れにご注意ください。

すべての被扶養者の個人番号の記載が必要です

配偶者控除、配偶者特別控除及び同一生計配偶者※個人番号の記載が必要です。

あなたに下記条件に当てはまる配偶者がいる場合に適用できる控除です。
※令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にしている、かつ令和6年1月1日から12月31日までの合計所得金額が133万円以下であることが適用条件です。
（青色申告者・白色申告者の事業専従者を除く）適用できる控除額については、4頁の①「配偶者控除及び配偶者特別控除」またはホームページを確認してください。

※配偶者の合計所得も記入してください

扶養控除 記入漏れが多いためご注意ください。※個人番号の記載が必要です。

あなたに扶養親族がいる場合に適用できる控除です。
※あなた以外の人の扶養親族とされている者については、扶養控除の適用はありません。
※令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にしている配偶者以外の親族等であり、令和6年1月1日から12月31日までの合計所得金額が48万円以下であることが適用条件です。
（青色申告者・白色申告者の事業専従者を除く）

※国外居住の扶養親族の「扶養控除」等の適用を受けるためには送金関係書類などが必要です。詳細につきましては、市ホームページ市民税・県民税（制度改正）をご覧ください。

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。そのため、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子どもがいるような場合には、夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。
また、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である者もこの控除が受けられます。
該当する場合は、□に「✓」を入れてください。

ア、イ 事業
※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」もご記入ください。
次の事業等から生ずる所得です。●営業等…小売業・飲食業・運輸業・修理業・サービス業などのいわゆる営業、作家・俳優・外交員・大工などの自由職業から生ずる所得●農業…農産物の生産、果樹などの栽培・養蚕、農家が兼営する家畜等の飼育・酪農品の生産などから生ずる所得

ウ 不動産
※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」もご記入ください。
土地や建物、不動産の上に存する権利等から生ずる所得※不動産の貸付けに際して受ける権利金、更新料、名義書換料等も不動産所得になります。

エ 利子
公社債や預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配などによる所得

オ 配当
※支払証明書が必要です。裏面の「8 配当所得に関する事項」にご記入ください。
株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得
※上場株式等の配当等については、これまで、所得税と市民税・県民税で別々の課税方式を選択できましたが、令和5年分の申告から課税方式を一致させることとなり、市民税・県民税の課税方式の選択が不可となりました。

カ 給与
※源泉徴収票が必要ですが、用意できない場合は、裏面の「6 給与所得の内訳書」にご記入ください。
俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得
※「区分」の□には、4頁の④「所得金額調整控除」を確認し、該当する場合は、番号をご記入ください。

キ、ク、ケ 雑
※公的年金等の源泉徴収票、支払調書、配分金支払証明書等が必要です。
他の所得に当てはまらない次の所得●公的年金等…国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金額等 ※遺族年金、障害年金は非課税なので、申告書裏面の「15 昨年中収入のなかった人の記入欄」にご記入ください。
●業務……原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引、シルバー人材センターの配分金等
●その他……生命保険の年金（個人年金保険）など上記以外のものによる所得※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」もご記入ください。

コ、サ 総合譲渡
※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」もご記入ください。
ゴルフ会員権や金地金、機械、漁業権、骨とう、貴金属等の資産の譲渡から生ずる所得
譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。
●短期…保有期間が5年以内の資産の譲渡
●長期…保有期間が5年を超える資産の譲渡

シ 一時
※支払証明書等が必要です。申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にご記入ください。
臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得
生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金等